

人権アラカルト

すべての人が、幸せになる権利を持っています。
人権について、身近なこと、小さなことから、始めませんか？

盗撮は「撮影罪」です

2023年7月13日施行の「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の映像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」。とても長い名称ですが、要は、性的姿態等撮影罪（以下「撮影罪」という。）などを取り締まる法律のことです。

なぜ、このような法律ができたのでしょうか。今までは盗撮が行われた場合、各自治体が定める「迷惑防止条例」によって取り締まりが行われていました。つまり、盗撮行為を現認した場合、盗撮がどこの自治体でおこなわれたかが重要なポイントでした。

あるとき、飛行機の乗客が、棚の荷物を整理しようと背を伸ばした客室乗務員の姿を、下からスマートフォンでスカートの中を撮影したという事件が起きました。他の乗客が盗撮行為を見ていたので、すぐに犯人は見つかって逮捕されましたが、驚いたことに、その後、犯人を取り締まる適切な法律がないという理由で釈放されてしまったのです。飛行機は高速で空の上を移動するため、どこの自治体の迷惑防止条例を適用すべきかが特定できなかったというのです。そこで全国一律で盗撮行為を取り締まるようにしたのがこの「撮影罪」の規定です。3年以下の懲役または300万円以下の罰金と定められました。

ある航空会社の調査によると、約7割の客室乗務員が「確実に盗撮されたと感じる」「盗撮されたかもしれないと思う」と、回答したと言われているので、安心された客室乗務員も多いことでしょう。

最近では、競技中のアスリートの盗撮や画像加工してSNSに投稿するというような事件も起こっています。

盗撮行為は、被害者に精神的な苦痛を与え、その後の生活にも影響を及ぼす重大な人権侵害です。誰もが安心して生活できる社会となることを目指していきたいですね。

